

海浜空間における松林の景観管理に関する研究

—(その2)「気比の松原」における名勝指定以降の管理内容と景観評価との関連性—

A Study of Spectacle Management of Pine Woods Coastal Space

—(Part. 2) Relations Between the Management and the Spectacle Value after “Kehi-no-matsubara” was Specified as “Meisho”—

○古原孝一¹, 横内憲久², 岡田智秀², 渡辺太樹³, 鈴木伸吾¹, 佐藤隆二¹

1. 研究目的—前稿では、「気比の松原(以下「松原」)」が名勝に指定されるまでの管理内容と景観評価を明らかにした。そこで、本稿では名勝指定以降の管理内容と景観評価を捉え、その関連性を明らかにする。

2. 結果および考察—表-1*は、「松原」における名勝指定以降の管理内容と景観評価との関連性を捉えるにあたり、ヒアリング調査と資料・文献^{1)~17)}より把握した「松原」の「管理内容」「空間状況」「景観評価」を時系列で示したものである。以降は、名勝指定以降に管理形態が著しく変化した「昭和前期(名勝指定後)~昭和中期(戦中)」および「昭和後期(戦後)・平成期」の管理内容と景観評価との関連性を述べる。

(1) 昭和前期(名勝指定後)~昭和中期(戦中)—名勝指定以降も「松原」は、法の規制と敦賀営林事務所(現:福井森林管理署)による防風・防潮機能維持の管理、住民による松葉かきにより図-1に示すような白砂の上に巨木が点在する景観が形成されていた。

しかし、第二次世界大戦の開戦にともなって1943年には、造船用や松根油採取のために「松原」の主要部を除く32ha(松原の半分)が伐採されてしまった²⁾。それにより防風・防潮機能の低下が懸念され、松原国民学校が松の植林(写真-1)を行った¹⁾。

このように、この期では、開戦にともない「松原」の半分が伐採されることで景観は一変し、それにともない植林がされるも、空間は大きく変わってしまい景観評価はされなくなってしまった。


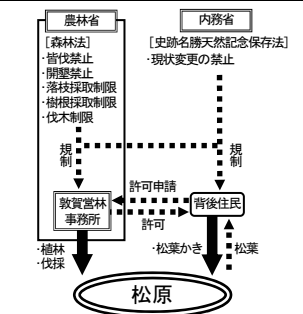

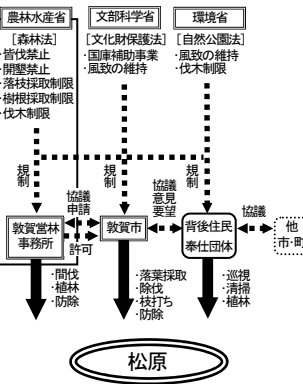



(2) 昭和後期(戦後)・平成期—戦後になると、戦時中に伐採された「松原」は、市や関係農家に払い下げられる²⁾。また、住民は、ガスや石油の普及により燃料採取としての松葉かきを行わなくなることで、松原内は雑草が生い茂り、荒廃してしまう。このよう

な中、1950年の文化財保護法の制定や1962年の自然公園法における国定公園の指定によって風致の維持が義務づけられる。これにより、敦賀営林事務所は、1963年から北陸特有の雪による被害(枝折れ、幹折れ)によって景観が壊されないように、被害木の伐採や枝葉の片付けを行うようになる。また、住民は昔のような美しい「松原」を取り戻すため、1967年に「気比の松原を愛する会」を結成し、松原内の清掃を行うようになり、これをきっかけに住民や敦賀営林事務所、敦賀市との協議が行なわれるようになる。この協議を通じて触発された敦賀市は、1981年に文化財保護法や自然公園法で掲げられる風致の維持を行うため、敦賀営林事務所に刈芝採取の許可を取り、松原内に生い茂る雑草の刈り取りを行う。そして、1984年には、松くい虫による松枯れの多発により、防風・防潮機能の低下や景観の悪化が懸念されたため、敦賀営林事務所が防除を行うことで、難を逃れた⁵⁾。翌年の1985年には、より「松原」の景観を良くするため、「気比の松原を愛する会」がこれまでの清掃に加えて松原内の巡視を行うようになり、松原内への不法投棄や火災防止の監視に努めた⁴⁾。やがて、1987年には松原を有する他市町を交えた会議(松原サミット)が発足し、松原の保護や景観について議論することによって、より景観への意識が高まり、現在も活動は継続して行われている。

このように戦後以降は、「松原」の景観が悪化することで景観への意識が一気に高まり、住民や管理主体である官(敦賀営林事務所、敦賀市)がお互いの意見や要望を協議しあい、法による義務や規制の中で官が主導となり、住民と協同で様々な管理(役割分担)を行うことによって、全国でも数少ない白砂青松

1: 日大理工・学部・海建 2: 日大理工・教員・海建 3: 日大理工・院・不動産

表-1 名勝指定以降の松原の管理内容と景観評価※

	松原の管理内容		松原の空間状況	松原の景観評価	その他
	管理に関する事項	管理形態(イメージモデル図)			
昭和前期(名勝指定後)～昭和中期(戦中)	<p>【1943 頃】 ・戦時の伐採箇所を補修するため、松原国民学校による植樹が行われる(文献1)</p>  <p>写真-1 1943年頃の松原の植樹(文献1)</p>	 <p>農林省 [森林法] ・皆伐禁止 ・開墾禁止 ・落枝採取制限 ・樹根採取制限 ・伐木制限</p> <p>内務省 [史跡名勝天然記念保存法] ・現状変更の禁止</p> <p>規制 許可申請 許可 背後住民 松葉かき 松葉</p> <p>教養営林事務所 松原</p>	<p>【1928】 ・国有林面積 71.8ha(文献7)</p>  <p>図-1 1931年頃に描かれた松原(文献8)</p> <p>【1943～1945】 ・敦賀市松原公園の主要部を遊歩、輸送力増強のため造船用の松材を32haから約60mを伐採し、伐採より松原の面積が半分になる(文献2)</p>	<p>【1928】 ・内務省から「名勝」に指定(文献17)</p> <p>【1939】 ・第二次世界大戦開戦</p> <p>【1940】 ・「史跡」として指定</p> <p>【1945】 ・第二次世界大戦終戦</p> <p>【1950】 ・文化財保護法の制定</p>	
昭和後期(戦後)～平成期	<p>【1950】 ・戦中に開墾された松原の一部を市へ払い下げる(文献2)</p> <p>【1952】 ・戦時の伐採箇所を補修するため、松原防風林を植林する(文献3)</p> <p>【1959～1965 頃】 ・住民たちは燃料革命により松葉かきを行わなくなる</p> <p>【1963】 ・福井森林管理署は、北陸特有の湿った重い雪によって、枝折れ、幹折れ、根折れなどの被害が発生するため、被害木の伐採や林内に飛散している枝葉の片付けなど、景観維持を行う</p> <p>【1967】 ・松原の荒廃と美しい松原を後世に伝えたいという思いより「気比の松原を愛する会」が結成され、松原内清掃が行われる(文献4)</p> <p>・「気比の松原を愛する会」や敦賀市、福井森林管理署が協会で意見交換を毎年行う</p> <p>【1981 頃】 ・敦賀市が松原内に生じた雑草を刈り取る</p> <p>【1984】 ・松くい虫対策として薬剤の地上散布や被害木の伐倒を行う(文献5)</p> <p>【1985】 ・「気比の松原を愛する会」が松原内の巡視活動を始める(文献4)</p> <p>【1987】 ・5大松原の市町で構成される松原友好市町交流会議(松原サミット)が発足し、松原の保護・育成活動に強力に取り組むようになり、意見交換が行われるようになる</p> <p>【1988】 ・林相の変化、茎幹の破断を防ぐためキャンプ活動を一切禁止にする(文献6)</p> <p>【1997】 ・松くい虫対策として、県と市町が防風林や景観上重要な松林を重点的に薬剤の散布や樹木への薬剤注入、伐倒断根に取り組む</p> <p>【1999】 ・10市町1団地で構成される松原友好市町交流会議(松原サミット)が敦賀市で行われる</p> <p>【1999～】 ・福井森林管理署と国土交通省が「松原地帯戦略プラン」という海岸防災林造成事業を開始、木材チップ道・防護柵・東屋等の設置、養浜工を実施し松林と海岸を一体的に整備</p>	 <p>農林水産省 [森林法] ・皆伐禁止 ・開墾禁止 ・落枝採取制限 ・樹根採取制限 ・伐木制限</p> <p>文部科学省 [文化財保護法] ・国庫補助事業 ・風致の維持</p> <p>環境省 [自然公園法] ・風致の維持 ・伐木制限</p> <p>規制 協議申請 許可 背後住民 奉仕団体 他市町</p> <p>協賛 協議 協議 協議</p> <p>間伐 植林 防除 落葉採取 除伐 枝打ち 防除 巡視 清掃 植林</p> <p>教養営林事務所 敦賀市 背後住民 奉仕団体 他市町</p> <p>松原</p>	<p>【戦後以降】 ・松原に徐々に荒廃し始める ・雑草が繁茂し始めることで松原内(中央道路)から海が見えなくなる</p>  <p>写真-2 1977年の松原(文献9)</p>  <p>写真-3 1988年の松原(文献6)</p> <p>【1988】 ・松原内の林相の変化(文献6)</p> <p>【1988】 ・マツの大半は大木であり、胸径40～80cm、高さ20数m、200年近くのお松が多い何箇所かは屈曲したり、梢を折られたりしているが、強風地帯の海岸林とくらべるとはるかに通直である。(文献10)</p>  <p>写真-4 2004年の松原(文献4)</p> <p>【1988】 ・碧海に沿って延び広がる白砂青松はまさに景勝地ふさわしい(文献12)</p> <p>【1991】 ・白砂青松の海岸景勝地(文献13)</p> <p>【1994】 ・白砂青松の景勝地(文献14)</p> <p>【2001】 ・松原越しの風致が素晴らしい(文献15)</p> <p>【2003】 ・松はまるで「白砂青松」の条件をなぞっているかのように、整然と並ぶことなく、あちこちの白くかたや砂地の中から湧きだしたように太い幹を突き出している(文献10)</p> <p>・二百年近くのお松も多く、見ごたえのある大木群が天空に向かって立っている(文献10)</p> <p>【2004】 ・白砂青松の景勝地(文献16)</p>	<p>【1956】 ・赤松の老幹大枝の千態万様の姿で白砂に林立し、黒松がまたその間々と散在し、松風が千古の歴史を語り、緑の色は海波に映じ、清新の気と雄大開揚の風景である(文献2)</p> <p>【1957】 ・松原の続くかぎりの秋の晴(文献11)</p> <p>【1957】 ・自然公園法の制定</p> <p>【1962】 ・「若狭湾国定公園」として指定(文献13)</p> <p>【1974】 ・「敦賀市都市計画公園」として指定</p> <p>【1978】 ・「保健保安林」として指定(文献13)</p> <p>【1989】 ・平成元年</p> <p>【1999】 ・教養営林事務所は廃止され、福井森林管理署管轄となる</p>	

の景観が再び創出され、評価されるまでとなった。

3. まとめ—本研究では、「気比の松原」における管理内容と景観評価を捉えた。その結果、白砂青松に代表されるような良好な松原の景観を維持・創出するには、管理主体である官と住民が協議(要望や意見の交換)すること。そして、法による義務や規制にかかわる専門的な管理(除伐・間伐・防除)は官が主導または協同で行い、法的に規制がかからない管理(清掃・巡視)を住民が行うことが重要であるといえよう。

【補注】
※. ヒアリング調査結果および参考文献・資料をもとに作成。
【引用・参考文献】
1) 『目で見える敦賀・若狭の100年』、株式会社郷土出版社、p110、1993
2) 敦賀市教育委員会：『敦賀市通史』、名著出版、p399、p543、1974
3) 山本計一：『敦賀市戦災復興史』、敦賀区役所、p267、1955
4) 学習研究社：『週刊日本の樹木、8』、学習研究社、pp. 7～11、2004、5
5) 福井新聞社：『福井新聞』、福井新聞社、2005、6、25
6) 敦賀市史編さん委員会：『敦賀市史 通史編下巻』、敦賀市役所、p337、p650、1988
7) 福井県：『福井県史 資料編14』、福井県、p821、1989、7
8) 長嶺四季の敦賀調査研究誌編集委員会：『長嶺四季の敦賀』、長嶺四季の敦賀保存会、屏絵、1987、11、3
9) 大塚徳治郎：『福井県写真帖』、歴史図書社、p519、1977、4、30
10) 小田隆則：『海岸林をつくった人々』、pp. 214～216、2003、11、10
11) 敦賀市文化協会：『俳句の里つるが』、p87、1984
12) 『ふるさとノートつるが』、敦賀市民憲章推進会議、p60、1986
13) 敦賀市教育委員会：『図録 敦賀の文化財』、敦賀市教育委員会、p198、1988、2、25
14) 福井新聞社・百科事典刊行委員会：『福井県大百科事典』、福井新聞社、p298、1991
15) 伊藤忠夫・近田文弘：『海岸林を守る』北羽新報社、p13、2001、11、10
16) 中日新聞社：『中日新聞』、中日新聞社、2004、8、3
17) 山本元：『敦賀郷土史談』、山上書店、p414、1935